藤井寺市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が外出中に授乳やおむつ替えをするために立ち寄ることができる施設(以下「赤ちゃんの駅」という。)を登録し、公表することにより、子育て中の親子が安心して外出できる環境を整え、市内で安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 赤ちゃんの駅を利用することができる者は、授乳やおむつ替えを目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(登録対象施設)

- 第3条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設とする。ただし、次の各号に該当する施設を除く。
 - (1) 暴力団 (藤井寺市暴力団排除条例 (平成25年藤井寺市条例第28号) 第2条第1 号に規定する暴力団をいう。)の関連施設
 - (2) 法令に違反し、又はそのおそれがある施設
 - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設
 - (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設
 - (5) その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

(登録基準)

- 第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、次に掲げる要件を全て満たす施設とする。 ただし、第1号から第3号までの場所又は設備については、施設内にあれば同一の場所 であることを要しない。
 - (1) おむつ替えができる場所又は設備があること。
 - (2) 授乳ができる場所又は設備があること。
 - (3) 手洗いができる場所又は設備があること。ただし、消毒液等を設置している場合は、この限りでない。
 - (4) 壁やカーテン等により、利用対象者のプライバシーを確保できる設備があること。
 - (5) 乳幼児の健康管理上必要な冷暖房設備があること。
 - (6) 乳幼児が利用することを踏まえ、安全面及び衛生面に配慮した場所であること。
 - (7) 利用対象者が無償(利用の対価が発生しないことその他利用にあたって不当な要求をしないことをいう。)で利用できること。

(登録方法等)

- 第5条 赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者(以下「申請者」という。)は、藤井寺市赤ちゃんの駅登録申請書(様式第1号)に赤ちゃんの駅の見取図を添えて、市長に申請しなければならない。
 - 2 公共施設に赤ちゃんの駅を設置する場合における前項の申請者とは、当該公共施設の施設長等とする。
 - 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条の登録 基準を満たすと認めるときは、藤井寺市赤ちゃんの駅登録台帳(様式第2号)に登録 するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録したときは、藤井寺市赤ちゃんの駅登録通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。また、基準に満たないとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは藤井寺市赤ちゃんの駅却下通知書(様式第4号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(登録の変更等)

第6条 前条第3項により登録された施設(以下「登録施設」という。)の管理者(以下「管理者」という。)は、登録を受けた内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、藤井寺市赤ちゃんの駅登録変更・廃止届(様式第5号)により、市長に届け出なければならない。

(登録表示等)

- 第7条 登録施設の管理者は、市長が交付する赤ちゃんの駅を示す標章等を、施設の出入口その他の利用者の目に付きやすい場所に掲示しなければならない。
 - 2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

(登録の解除)

- 第8条 市長は、登録施設が第4条の登録基準を満たさないことが明らかになったとき、 又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。
 - 2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、理由を付して藤井寺市赤ちゃん の駅登録解除通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(実施状況報告等)

- 第9条 市長は、管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。
 - 2 市長は、必要に応じ、赤ちゃんの駅の現状を確認することができる。 (広報)
- 第10条 市長は、登録施設の名称、所在地及び登録内容等を市のホームページ又はその 他適当と認める方法により広く周知するものとする。

(利用制限等)

- 第11条 管理者は、利用対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒み、若しくは制限し、又は中止を命ずることができる。
 - (1) 登録施設の安全性の確保又は適正な衛生管理を著しく損なわせる場合
 - (2) 利用対象者が管理者の指示に従わない場合
 - (3) その他施設管理上の支障があり、管理者が利用を不適当と認めた場合 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。